

hanica 取扱規則の変更について

標記規則を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更する規則

hanica 取扱規則

2. 変更の効力発生日

2021年7月1日

3. 変更内容

_____ : 変更箇所

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| hanica 取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日 <u>一部改定 2021年 7月 1日</u> | hanica 取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日 |
| (用語の定義) 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。 (1)～(10) (省略) (11)「デポジット」(預り金)とは、当社が旅客からICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。 (12)～(15) (省略) <u>(16)「自動定期券発行機」とは、一般カードおよびhanica 通勤定期券を新規発売するための装置をいいます。なお、自動定期券発行機はチャージ機および定期券継続機の機能を有します。</u> | (用語の定義) 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。 (1)～(10) (省略) (11)「デポジット」(預り金)とは、当社が旅客からICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。 <u>なお、デポジットは現金にて収受します。</u> (12)～(15) (省略) |
| (お客様登録) 第15条 小児カード、特割カード、小児特割カードおよびhanica 定期券は、お客様登録を行う必要があります。 2 前項のカードについては、旅客が購入時に 当社所定の方法で必要事項を記入または入力し 、hanica に個人データを記録することに同意のうえ発売します。 3 一般カードは、お客様登録を希望する旅客の申し出により、発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。) <u>または自動定期券発行機(ただし、新規発売時に限る。)</u> においてお客様登録を行います。この場合、所定の手続きについては前項に準じます。 4～6 (省略) | (お客様登録) 第15条 小児カード、特割カード、小児特割カードおよびhanica 定期券は、お客様登録を行う必要があります。 2 前項のカードについては、旅客が購入時に 当社所定の用紙に必要事項を記入し 、hanica に個人データを記録することに同意のうえ発売します。 3 一般カードは、お客様登録を希望する旅客の申し出により、発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)においてお客様登録を行います。この場合、所定の手続きについては前項に準じます。 4～6 (省略) |
| (デポジット) 第16条 当社はhanica を発売する際に、デポジットとしてhanica 1枚につき500円を収受します。 <u>なお、デポジットは現金にて収受します。ただし、hanica 定期券の新規発売に限り、クレジットカードでの支払い(決済)を取り扱います。</u> 2～4 (省略) | (デポジット) 第16条 当社はhanica を発売する際に、デポジットとしてhanica 1枚につき500円を収受します。 2～4 (省略) |

| | |
|---|---|
| <p>(利用履歴の確認)</p> <p>第17条 hanicaの利用履歴は、hanicaの発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)、<u>チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機</u>において直近の20件まで確認することができます。</p> <p>2 利用履歴の主な確認内容は、利用日時、利用金額、利用区間(ただし、読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車停留所または降車停留所のみ)、チャージ額および残額です。ただし、当社窓口において利用履歴の内容を確認する場合、第9条第1項に定める当社以外の会社のうち阪神バス株式会社の利用履歴の一部、ならびにチャージ機、<u>定期券継続機および自動定期券発行機</u>において発行する利用履歴の一部について表示されない内容があります。</p> <p>3 お客様登録したhanicaは、当該hanicaに登録された本人以外に履歴は開示しません。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示します。当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該hanicaの利用履歴は開示しません。ただし、チャージ機、<u>定期券継続機および自動定期券発行機</u>はこの限りではありません。</p> | <p>(利用履歴の確認)</p> <p>第17条 hanicaの利用履歴は、hanicaの発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)、<u>チャージ機および定期券継続機</u>において直近の20件まで確認することができます。</p> <p>2 利用履歴の主な確認内容は、利用日時、利用金額、利用区間(ただし、読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車停留所または降車停留所のみ)、チャージ額および残額です。ただし、当社窓口において利用履歴の内容を確認する場合、第9条第1項に定める当社以外の会社のうち阪神バス株式会社の利用履歴の一部、ならびにチャージ機および定期券継続機において発行する利用履歴の一部について表示されない内容があります。</p> <p>3 お客様登録したhanicaは、当該hanicaに登録された本人以外に履歴は開示しません。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示します。当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該hanicaの利用履歴は開示しません。ただし、チャージ機<u>および定期券継続機</u>はこの限りではありません。</p> |
| <p>(チャージ)</p> <p>第20条 hanicaプリペイド券は、発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)、<u>チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機</u>またはバス車内により、別表4に定める当社所定の金額をチャージすることができます。</p> <p>2～7 (省略)</p> | <p>(チャージ)</p> <p>第20条 hanicaプリペイド券は、発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)、<u>チャージ機および定期券継続機</u>またはバス車内により、別表4に定める当社所定の金額をチャージすることができます。</p> <p>2～7 (省略)</p> |
| <p>(SF残額の確認)</p> <p>第21条 hanicaプリペイド券のSF残額は、バス車内の読取機、発売窓口の係員機器、<u>チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機</u>により確認することができます。</p> | <p>(SF残額の確認)</p> <p>第21条 hanicaプリペイド券のSF残額は、バス車内の読取機、発売窓口の係員機器、<u>チャージ機および定期券継続機</u>により確認することができます。</p> |
| <p>(発売)</p> <p>第30条 当社は旅客よりhanica定期券の購入申込みがあった場合は、<u>当社所定の方法で必要事項を</u>発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)にて記入し提出、<u>または自動定期券発行機にて入力</u>された旅客に対し、次の発売条件に該当するhanica定期券を発売します。ただし、当社では阪神バス株式会社が提供するhanica定期券の発売は取り扱いません。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 前項の定期券の割引率、区間、期間、利用条件その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。なお、当社及び阪神バス株式会社が提供するhanica定期券のうち、当社及び別表1に定める会社において相互に利用可能なhanica定期券は別表5に定めます。</p> <p>3 hanica定期券は、一部の発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)<u>および自動定期券発行機</u>において、クレジットカードでの支払い(決済)を取り扱います。なお、クレジットカードでの支払いを取り扱う発売窓口、取り扱い時間等は当社が別に定めます。</p> <p>4 <u>定期券継続機は、次の各号に該当するhanica定期券を発売します。</u></p> | <p>(発売)</p> <p>第30条 当社は旅客よりhanica定期券の購入申込みがあった場合は、発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)にて<u>当社所定の用紙に必要事項を</u>記入し提出された旅客に対し、次の発売条件に該当するhanica定期券を発売します。ただし、当社では阪神バス株式会社が提供するhanica定期券の発売は取り扱いません。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 前項の定期券の割引率、区間、期間、利用条件その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。なお、当社及び阪神バス株式会社が提供するhanica定期券のうち、当社及び別表1に定める会社において相互に利用可能なhanica定期券は別表5に定めます。</p> <p>3 hanica定期券は、一部の発売窓口(ただし、係員機器を設置する窓口、<u>ならびにクレジットカードでの支払い(決済)機能を有する定期券継続機</u>に限る。)において、クレジットカードでの支払い(決済)を取り扱います。なお、クレジットカードでの支払いを取り扱う発売窓口、取り扱い時間等は当社が別に定めます。</p> <p>4 <u>デポジットはクレジットカードでの支払い(決済)は取り扱いません。現金にて収受します。</u></p> <p>5 <u>定期券継続機は、旅客が定期券継続機にて購入する際に所持するhanica通勤定期券、hanica通学定期券またはhanicaスクールパスと同じ有効区間の定期券を発売します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、定期券継続機での発売はできません。</u></p> |

| <p>(1) hanica 通勤定期券、hanica 通学定期券または hanica スクールパスで、旅客が購入する際に所持する定期券と同じ有効区間の定期券の継続発売（ただし、特割カード及び小児特割カードを除く）</p> <p>(2) hanica 通勤定期券または hanica 通学定期券の継続発売であって、有効期間満了日の翌日から起算して7日を経過していない場合</p> <p>(3) hanica 通学定期券または hanica スクールパスの継続発売であって、学年（3月31日から4月1日）を跨がない場合</p> <p>5 自動定期券発行機は、次の各号に該当する hanica 定期券を発売します。</p> <p>(1) hanica 通勤定期券の新規発売（ただし、小児カード、特割カード及び小児特割カードを除く）</p> <p>(2) 前項第1号に規定する継続発売</p> <p>(3) hanica 通学定期券の継続発売であって、有効期間満了日の翌日から起算して7日を経過していない場合</p> <p>(4) hanica 通学定期券または hanica スクールパスの発売であって、学年（3月31日から4月1日）を跨がない場合</p> | <p>(1) hanica 定期券の新規発売</p> <p>(2) 特割カード、小児特割カードおよび hanica グラウンドバス</p> <p>(3) hanica 通勤定期券または hanica 通学定期券であって、有効期間満了日の翌日から起算して7日を経過した場合</p> <p>(4) hanica 通学定期券または hanica スクールパスであって、学年（3月31日から4月1日）を跨ぐ場合</p> <p>(5) クレジットカードでの支払い（決済）（ただし、クレジットカードでの支払い（決済）機能を有する定期券継続機は除く）</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|----------------------------|------|---|--|---|----------|---|---|------|-------|-----------------|
| <p>附則（2021年 7月 1日改定） この規則は、2021年7月1日から適用します。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表3（第19条関係）</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱区分</th> <th>カード種類</th> <th>発売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発売窓口</td> <td>一般カード、小児カード 特割カード、小児特割カード ※係員機器を設置しない窓口は、一般カードの2,000円（デポジット含む）に限る。</td> <td>2,000円から1,000円単位で20,000円まで （デポジット含む）</td> </tr> <tr> <td>自動定期券発行機</td> <td>一般カード</td> <td>2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 （デポジット含む）</td> </tr> <tr> <td>バス車内</td> <td>一般カード</td> <td>2,000円（デポジット含む）</td> </tr> </tbody> </table> | | 取扱区分 | カード種類 | 発売額 | 発売窓口 | 一般カード、小児カード 特割カード、小児特割カード ※係員機器を設置しない窓口は、一般カードの2,000円（デポジット含む）に限る。 | 2,000円から1,000円単位で20,000円まで （デポジット含む） | 自動定期券発行機 | 一般カード | 2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 （デポジット含む） | バス車内 | 一般カード | 2,000円（デポジット含む） |
| 取扱区分 | カード種類 | 発売額 | | | | | | | | | | | |
| 発売窓口 | 一般カード、小児カード 特割カード、小児特割カード ※係員機器を設置しない窓口は、一般カードの2,000円（デポジット含む）に限る。 | 2,000円から1,000円単位で20,000円まで （デポジット含む） | | | | | | | | | | | |
| 自動定期券発行機 | 一般カード | 2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 （デポジット含む） | | | | | | | | | | | |
| バス車内 | 一般カード | 2,000円（デポジット含む） | | | | | | | | | | | |
| <p>別表4（第20条関係）</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱区分</th> <th>hanica プリペイド券1回あたりのチャージ取扱額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発売窓口</td> <td>2,000円から1,000円単位で20,000円まで （ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）</td> </tr> <tr> <td>チャージ機 定期券継続機 自動定期券発行機</td> <td>2,000円、3,000円、5,000円、10,000円</td> </tr> <tr> <td>バス車内</td> <td>2,000円（千円札2枚）、5,000円（五千円札1枚）、10,000円（一万円札1枚） ※SF残額が10,000円を超えている場合（プレミア除く）は、5,000円および10,000円のチャージはできません。</td> </tr> </tbody> </table> | | 取扱区分 | hanica プリペイド券1回あたりのチャージ取扱額 | 発売窓口 | 2,000円から1,000円単位で20,000円まで （ただし、係員機器を設置する窓口に限る。） | チャージ機 定期券継続機 自動定期券発行機 | 2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 | バス車内 | 2,000円（千円札2枚）、5,000円（五千円札1枚）、10,000円（一万円札1枚） ※SF残額が10,000円を超えている場合（プレミア除く）は、5,000円および10,000円のチャージはできません。 | | | | |
| 取扱区分 | hanica プリペイド券1回あたりのチャージ取扱額 | | | | | | | | | | | | |
| 発売窓口 | 2,000円から1,000円単位で20,000円まで （ただし、係員機器を設置する窓口に限る。） | | | | | | | | | | | | |
| チャージ機 定期券継続機 自動定期券発行機 | 2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 | | | | | | | | | | | | |
| バス車内 | 2,000円（千円札2枚）、5,000円（五千円札1枚）、10,000円（一万円札1枚） ※SF残額が10,000円を超えている場合（プレミア除く）は、5,000円および10,000円のチャージはできません。 | | | | | | | | | | | | |

以上